

井原市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業

重要事項説明書

1. 事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0866-62-6540

担当 稗田 由可

※ ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2. 井原市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所（名称）の概要

事業所名	井原市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所
所在地	岡山県井原市井原町1110番地
介護保険指定	居宅介護支援（岡山県 3370700027）
サービスを提供する地域	井原市

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	主任介護支援専門員	1名		1名
介護支援専門員	(主任) 介護支援専門員	2名		2名
	社会福祉士・介護福祉士	以上		以上
事務職員		1名		1名

(3) 営業日及び営業時間

①営業日 月曜日～金曜日

(国民の祝日及び12月29日から1月3日の年末年始を除く)

②営業時間 平日午前8時30分～午後5時15分

③その他 緊急時などのやむを得ない場合に備え、土曜日は午前8時30分～午後5時15分1名待機しています。

3. 居宅介護支援事業について

要支援および要介護にあるご本人及びご家族の依頼によりご利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状態等に応じてご利用者の選択に基

づき訪問看護、訪問介護、通所介護などの適切な居宅サービスが提供できるように居宅サービス計画を作成し、サービス実施機関等との連絡調整を行います。

4. 業務内容

- ① 介護保険、在宅介護等のご相談
- ② 要介護認定申請の代行
- ③ 居宅介護サービス計画（ケアプラン）作成
- ④ サービス実施機関等との連絡調整
- ⑤ 主治の医師、歯科医師、薬剤師等医療関係者との連携
- ⑥ 居宅サービスご利用時の苦情受付け

5. 利用料、その他の費用の額

居宅介護サービス計画（ケアプラン）作成は、介護保険制度から全額給付されるため自己負担はありません。

※保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1か月につき介護保険法に基づいた金額をいただき、当協議会からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日市役所（井原市介護保険課・芳井市民福祉課・美星市民福祉課）の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

6. 当居宅介護支援事業所の特徴等

(1) 運営方針

- ◎要介護状態等になった場合においても可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮させていただきます。
- ◎心身の状態、環境等に応じて、保健・医療・福祉等のサービスが総合的、効果的に提供されるよう配慮し、これらのサービスは、利用者の選択で決定できるよう努めます。
- ◎利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場でサービスの提供を行います。
- ◎サービス事業者の選定・推薦に際して公正中立に行います。
- ◎利用者の意思に基づいたサービスを受けていただくため、居宅サービス計画の作成に当たっては、複数の指定居宅サービス事業者の紹介を求めることが出来ます。また居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス事業者の選定理由の説明をいつでも受けることが出来ます。
- ◎訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望される場合は、主治の医師と連携をとりながらサービスの提供を行います。

- ◎サービス提供の開始に際し、利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を病院又は診療所に伝えるよう利用者又は家族に対して求めます。
- ◎前6月間に作成した居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況についての説明を受けることができます。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はお申し出ください。
介護支援専門員、権利擁護、虐待防止等への研修の確保	○	行政、団体等主催の研修に参加

7. 秘密保持について

利用者又はその家族等の業務上知り得た秘密は厳守します。
 なお、離職後も知り得た秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。サービス担当者会議等において、利用者やその家族の個人情報を用いる場合は、同意をあらかじめ文書により得るようにします。

8. 事故発生時の対応について

利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償等必要な処置をします。

9. 虐待防止について

利用者の人権の擁護、虐待の発生・防止のために、虐待防止の担当者を置き、虐待防止の対策を検討し、周知徹底を行います。また、虐待防止の指針を整備し、定期的な研修を行っていきます。虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10. 災害や感染症発生時の対応について

感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施します。

11. 感染症の予防及びまん延の防止について

感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。また指針を整備し、研修及び訓練を定期的実施します。

12. ハラスメントについて

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 禁止行為 ①職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為） ②職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為） ③職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

13. サービスの内容に関する相談、苦情

当協議会の居宅介護支援に関するご相談、苦情及び居宅介護サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。苦情に迅速かつ適切に対応できるよう担当者等を決め一連の流れに沿って対応します。

電 話 0 8 6 6 - 6 2 - 6 5 4 0

F A X 0 8 6 6 - 6 2 - 1 9 6 8

担 当 稗田 由可

尚、当事業所以外にも苦情窓口を設けてあります。

	電 話	F A X
井原市 介護保険課	0 8 6 6 - 6 2 - 9 5 1 9	0 8 6 6 - 6 2 - 9 3 1 0
井原市 芳井振興課	0 8 6 6 - 7 2 - 0 1 1 0	0 8 6 6 - 7 2 - 1 5 5 7
井原市 美星振興課	0 8 6 6 - 8 7 - 3 1 1 2	0 8 6 6 - 8 7 - 4 3 1 9
国民健康保険団体連合会	0 8 6 - 2 2 3 - 8 8 1 1	0 8 6 - 2 2 3 - 9 1 0 9

14. 井原市社会福祉協議会の概要

法人種別 社会福祉法人
代表者 井原市社会福祉協議会 会長 大月 仁志
電話番号 0 8 6 6 - 6 2 - 1 4 8 4
0 8 6 6 - 6 2 - 6 5 4 0
所在地 井原市井原町1 1 1 0 番地
営業内容 居宅介護支援

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 井原市井原町1110番地

名称 井原市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所

説明者

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住所

氏名

代理人

住所

氏名

別表

利用料について

1 か月

要介護 1・2	10,860 円
要介護 3・4・5	14,110 円
＊初回加算	3,000 円
＊入院時情報連携加算 (Ⅰ)	2,500 円
(Ⅱ)	2,000 円
＊退院・退所加算 (Ⅰ) イ	4,500 円
＊退院・退所加算 (Ⅰ) ロ	6,000 円
＊退院・退所加算 (Ⅱ) イ	6,000 円
＊退院・退所加算 (Ⅱ) ロ	7,500 円
＊退院・退所加算 (Ⅲ)	9,000 円
＊緊急時居宅カンファレンス加算	2,000 円
＊通院時情報連携加算	500 円

注 1 減算要件に該当した場合、所定利用料の 50%に相当する額とする。

注 2 上記減算が 2 か月以上継続している場合、算定しない。